

わが国の国際会計基準の取り扱いに関する提言

公益社団法人 関西経済連合会

日本企業の国際的な事業活動や資金調達が一層進む中で、会計基準の国際化への対応は、企業業績の国際的な比較可能性や透明性の確保を通じて、内外の投資家の利便性を向上させるのみならず、経営の評価尺度の国際的な共通化によって企業経営のグローバル化にも資するものである。

一方で、会計制度は会社あつてのものであり、会計基準の変更が日本の企業経営や経済成長・産業育成の支障となつてはならない。国際会計のルールづくりにおける日本の発言力をより一層強化し、日本の会計基準の合理的なところは反映させていくことが重要である。

こうした観点から、わが国の国際会計基準の取り扱いに関しては、企業経営や経済成長にもたらす影響も十分に踏まえ、また、米国やアジア新興国の対応状況も見極めながら、国益・国情にかなう戦略的な判断を行う必要がある。

そこで、当連合会として、わが国の国際会計基準の取り扱いに関して、下記のとおり提言する。

記

1. 日本の主張を適切に反映できる官民一体の意見発信体制の構築

会計基準の国際的なルールづくりについては、グローバル経済の中で日本企業の国際競争力が劣後しないよう、国益・国情に合致したものにすることが必要である。このため、ルールづくりの機関である国際会計基準審議会（IASB）に対しては、専門的な会計技術論にとどまらず、経済・産業政策などの観点も踏まえた日本の主張をより強力に発信していく必要がある。

したがって、金融庁、経済産業省、財務省などの関係省庁、経済界、関係機関（企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、証券取引所等）が参画した官民一体の意見発信体制として、「国際会計戦略会議」（仮称）を設置し、日本の主張を強力に発信していく活動を行うことが望まれる。

2. 今後のわが国における国際会計基準の取り扱い

(1) 国際会計基準は現行の任意適用の継続と主体的コンバージェンスを

国際会計基準は、保有資産の毎期時価評価や開発費の資産計上など、資産・負債のストック情報の開示を重視した考え方によっており、これまで日本基準で重視してきた期間損益による企業業績の的確な把握と開示という考え方とは大きく異なる。また、システムの大幅な変更や時価評価のためのコストの増加など、企業に過度の負担を強いかねないものがある。

また、海外主要国の最近の状況変化をみると、わが国として動向を最も注視すべき米国は、強制適用を検討する当初の案から、国際会計基準を米国基準に取り込むコンドースメント※アプローチなどの複数のアプローチを選択肢として検討を進めている。中国やインドでは、全面的なアドプションでなく、コンバージェンスの持続の中で国益・国情を踏まえた戦略的な対応をとっている。ドイツとフランスでは、国際会計基準の強制適用は、複数の上場区分の中で「EU規制市場」に上場している企業のみ限定した運用が行われている。

一方、日本の会計基準と国際会計基準のコンバージェンスが進み、すでに欧州から同等性の評価もされている。さらに、グローバルな事業活動や資金調達で国際会計基準を必要とする企業には、任意適用の道が開かれている。

以上のことから、上場企業に国際会計基準を直ちに強制適用する必要はなく、現行の任意適用を継続するのが適当である。任意適用の継続を図る中で、コンバージェンスについては、国際会計基準の内容を見極めつつ、日本の国益・国情を踏まえた主体的な対応をとる必要がある。あわせて、米国会計基準による開示も引き続き容認すべきである。

なお、強制適用については、将来的に議論されるとしても、今後の海外の動向、国内の任意適用企業の拡大状況、会計基準の日本の主張の反映度合い、国際会計基準審議会の基準設定のガバナンスの改善状況などを十分に見極める必要がある。仮に強制適用という結論に至った場合でも、上場会社の中での適用範囲については、国際的な事業活動や資金調達等を行う上場企業にのみ限定することを早期に明確にするとともに、十分な準備期間と事務負担軽減措置（過年度比較の簡便化等）を講じてもらいたい。

※ コンドースメントとは、国際会計基準とのコンバージェンス（収れん）の姿勢は維持しつつ、受け入れを選別し、時間をかけて（5～7年を例示）米国基準に取り入れていくこと。コンバージェンス（収れん）とエンドースメント（承認）をかけ合わせた造語。

(2) 国際会計基準の適用は連結と単体の分離を基本原則に

国際会計基準の適用においては、投資家へのディスクロージャーを主な目的とした連結決算を対象とし、税制・会社法等の国内制度と深く関係する単体決算は日本基準を引き続き適用することを基本原則とすべきである（いわゆる連単分離の原則）。

ただし、国際会計基準の任意適用企業が連単同一の会計処理を望む場合には、税制・会社法等との調整を図った上で、特例的に単体決算にも適用できるオプションを認めてよいと考える。

なお、米国をはじめ、投資家へのディスクロージャーのグローバルスタンダードは連結決算であり、単体決算は会社法によるものがあることから、金融商品取引法に基づく単体決算の開示は、廃止を検討すべきである。

3. 国際会計基準の導入に伴う税制・会社法上の対応

コンバージェンスの進展、任意適用の継続も含めた国際会計基準の導入において、会計基準いかんで、課税所得や分配可能額の算定に大きな影響を及ぼさないよう、税制・会社法上の対応を講じることが必要不可欠である。

そこで、損金経理要件の見直しも含めた税制・会社法上の対応に関して、官民の関係者による検討・調整が進められ、必要に応じた関連法制整備が行われることが望まれる。

以 上